

# 令和4年11月第6回室戸市議会臨時会会議録（第1号）

1. 日 時 令和4年11月11日（金）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 渕 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 小 椋 利 廣	6番 脇 本 健 樹
7番 久 保 八太雄	8番 濱 口 太 作	9番 山 本 賢 誓
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 亀 井 賢 夫

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 谷 村 直 人  
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり  
議事班 主任 村 田 茉 莉  
議事班 主任 川 越 桂 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長 濱 田 亮 士	財 政 課 長 上 松 富士樹
財産管理課長 戎 井 健	保健介護課長 正 木 亜 弥
産業振興課長 山 崎 桂	観光ジオパーク推進課長 大 西 亨
福祉事務所長 森 岡 光	教 育 長 百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長 武 井 知 香	

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 令和4年度室戸市一般会計補正予算（第9号）について

日程第4 議案第2号 令和4年度室戸市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認  
について

日程第5 議案第3号 室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第5まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議長（亀井賢夫君） おはようございます。

ただいまから令和4年11月第6回室戸市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名中遅刻届1名、現在11名の出席でございます。

遅刻議員は、堺喜久美議員、30分の遅刻でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。町田議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（町田又一君） 令和4年11月第6回室戸市議会臨時会を開会するに当たり、議会運営委員会委員長報告を行います。

11月10日午前10時から、議長出席の下、議会運営委員会を開催し、議長から諮問のありました会期及び日程等についての協議を行いました。

今期臨時会に提案されております案件は、付議事件3件、うち予算関係2件、条例関係1件となっております。

議案第1号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第9号）並びに議案第2号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についての以上2件につきましては、市長から令和3年度非課税世帯等臨時特別給付金事業の事業費確定に伴い、国庫負担金の返還期限が迫っていることなどから、本日審議してほしいとの申出があり、その取扱いにつきまして協議をした結果、本日委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことに決しました。

次に、条例関係案件の室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定につきましては、地方自治法第74条の規定に基づく直接請求の条例制定であり、議会は付議された事件の審議を行うに当たっては、直接請求代表者に対して意見を述べる機会を与えなければならないと規定されております。この際、議会はその日時、場所、その他必要事項を決定し、請求代表者に対して通知するとともに、これを告示、公表しなければなりません。この手続に所要の日数を要することや市長選挙が13日に告示されることに伴いまして、会期日程はお手元に配付の会期及び日程表のとおり、本日11月11日から11月29日までの19日間とすることとし、議案審議においては委員会付託を省略することと決しました。

なお、会議時間につきましては、議事の進行状況によりまして時間延長もあり得ますので、それぞれの日程の消化につきましては、議員各位の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（亀井賢夫君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において町田又一議員及び山本賢誓議員を指名いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日11日から11月29日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第3、議案第1号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第9号）についてから日程第5、議案第3号室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定についてまで、以上3件を一括議題といたします。

ここで市長から報告事項並びに提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 本日、令和4年11月第6回室戸市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

提案理由の説明に先立ち、報告事項について申し上げます。

まず、令和4年8月23日に室戸市佐喜浜町の林道東又佐喜浜線の起点より約1キロメートル地点の林道上において発生をいたしました自動車損傷事故の損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告をいたします。

次に、令和4年7月29日に室戸市羽根町甲2578番地より東北東へ約200メートル地点の林道羽根線上において発生した自動車損傷事故の損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により、別冊のとおり報告いたします。

次に、今臨時会に提案いたします議案は、条例関係1件、予算関係2件の計3件であります。

以下、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第9号）について。

本案は、一般会計歳入歳出予算の補正であります。

歳入は、繰越金を一般財源、国庫支出金を特定財源として補正し、学校給食費保護者負担金等について財源更正を行っております。

歳出の主なものは、令和3年度非課税世帯等臨時特別給付金事業国庫負担金返還金1,713万7,000円、介護事業所物価高騰対策支援金210万円、肉用牛粗飼料価格高騰対策支援金114万円、中小企業者臨時支援金2,100万円、公衆浴場等燃料高騰対策支援金963万5,000円の追加等でありまして、歳入歳出予算はそれぞれ5,330万8,000円を追加し、総額161億6,256万7,000円とするものであります。

議案第2号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について。

本案は、子育て世帯等臨時特別支援事業（電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）に係る給付金の早期支給及び新型コロナウイルスワクチンの5回目の接種体制構築のための予算措置を行う必要が生じたことから、令和4年度室戸市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものであります。

議案第3号室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定について。

本案は、地方自治法第74条第1項の規定に基づく室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例制定の請求を令和4年10月28日付で受理しましたので、同条第3項の規定により、別紙のとおり意見をつけて議会に付議するものであります。

以上、概略説明いたしました但、詳細につきましては関係課長から補足説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（亀井賢夫君）** 次に、議会運営委員会委員長報告にありましたように、日程第3、議案第1号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第9号）について及び日程第4、議案第2号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認については本日審議することといたします。

日程第3、議案第1号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

**○議長（亀井賢夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に対し質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓議員。

○9番（山本賢誓君） 9番山本。本案に対して質疑をさせていただきます。

ページ数は9ページ。その中の5款の1項3目18節の負担金及び交付金の分、114万円の分です。

これは肉用牛生産者に対してのっていうことですが、こういうふうに補助する価格高騰の基本的な現状の数字ですわね。例えば、毎月の各農家の平均でもいいですが、毎月の飼料代がどれくらい要るところにどれくらいの高騰があってその生産が大変ってようなことがある程度分かれば教えていただきたいと思います。

それから、その飼料の価格高騰っていうものが通常価格から何十%くらい高騰があって、その補助金を支給するその判断基準というものも教えてください。

それから、1頭当たりの単価も言ってましたけれども、この補助金は1回限りなのか、それとも高騰が続く範囲のある一定期間を補助していくつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。山崎産業振興課長。

○産業振興課長（山崎 桂君） 山本賢誓議員の御質疑にお答えをいたします。

5款1項3目農業振興費の18節負担金補助及び交付金の中の肉用牛粗飼料価格高騰対策支援金の114万円についての御質疑であったと思います。

まず、1点目の価格高騰に当たって、畜産農家の方々が飼料代にどれくらい毎月かかっているのかということですが、すいません、この各農家さんの飼料代の費用については、手元に今資料がございませんので、また後ほど資料を分かる範囲でお返しさせていただきたいと思っております。

2点目の通常価格からどれくらいの高騰を見ているのか、判断基準は何かということですが、これにつきましては、先ほどの基準額を申し上げさせていただきましたけれども、この基準額となっておりますのは、国の乳用牛に対する粗飼料の高騰分の支援がございまして、その基準額を目安にしておるんですけれども、令和3年から令和4年の比較をいたしますと1.4倍くらいなっているというふうに把握をしております。

次に、3点目ですが、今回1回限りの補助かということですが、今回の粗飼料の高騰分に関しましては、令和4年4月1日から11月30日までに購入した粗飼料を対象とさせていただきます。今後につきましては、また国や県の動向なども見ながら、必要に応じて対策を検討はしたいと考えております。現時点におきましては、この支援をしっかりと実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第4、議案第2号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第3、議案第1号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第9号）について及び日程第4、議案第2号令和4年度室戸市一般会計予算（第8号）の専決処分の承認についてまで、以上2件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） なしと認めます。

これをもって日程第3、議案第1号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第9号）について及び日程第4、議案第2号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてまで、以上2件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第3、議案第1号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第9号）についてを採決いたし

ます。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第2号は承認されました。

次に、日程第5、議案第3号室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案につきましては、地方自治法第74条第3項に市長は意見をつけてこれを会議に付議することになっております。

市長の意見を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例案に対し、地方自治法第74条第3項の規定により、以下のとおり意見を述べます。

今回の直接請求では、地方自治法に定める法定署名数を大幅に上回る1,729人の署名がありました。このことは、多くの市民の意思として大変重く受け止めております。住民投票を実施する上においては、何より市民の意思が的確に反映されることが重要であり、その結果は尊重されなければなりません。

今回の署名数を踏まえ、市庁舎整備に関する住民投票については実施に向けて取り組むべきであるとの考えであります。今回制定請求のあった条例案のままでは、市民の意思を的確に反映させるための要件や実施までの準備期間など、幾つかの問題があると考えますので、以下、それらの点について申し述べます。

1点目として、住民投票の成立要件について規定がされていないことです。

条例案第1条では、この条例は室戸市の庁舎整備について市民の意思を確認することを目的とすると規定し、第24条では市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければならないと規定しておりますが、一方で住民投票の成立要件についての規定がありません。

仮に、住民投票の投票率が著しく低かった場合には、その結果が市民の意思を十分に反映したものであるか信頼性に乏しいものになります。市民の意思を的確に反映するという住民投票の目的とその結果を尊重するためには、ある程度の投票率が必要であると考えます。市民に身近な選挙である市議会議員選挙の直近の投票率が65.36%、同じく市長選挙の投票率が66.27%であった状況を勘案すれば、例えば50%以上の有効投票があることを住民投票の成立要件として規定しておく必要があると考えます。

2点目は、住民投票までの期日が短いことです。

条例案第4条第1項では、住民投票の期日をこの条例の施行の日から起算して30日を経過する日までの間において市長が定めるものとするとして規定していますが、住民投票を適正に執行するには期間が短過ぎると思います。条例案第2条第1項第2号では、住民投票の1つの選択肢として現庁舎の耐震補強、改修工事を行い、防災機能を津波浸水区域外に移転するとしていますが、その場合に要する費用や内容などが具体化されておらず説明ができておりません。

市民の皆様に対して、投票の判断に必要な情報を広く周知するためには、広報への掲載や住民説明会の開催など一定の期間が必要であり、これらの情報を十分周知した上で住民投票を実施すべきではないかと考えています。

また、投票所や投票・開票立会人の確保等に日数を要することから、通常、市議会議員選挙や市長選挙では投開票日のおよそ2か月前から準備をしております。

これらのことから、条例施行の日から起算して30日を経過する日までに住民投票を実施するには、周知期間や準備期間が十分でないと考えております。

3点目として、投票運動の禁止規定についてであります。

条例案第17条第2項では、本市の一般職の職員は住民投票の内容に対し、賛成または反対の投票をし、またはしないような勧誘する行為はできないと規定をしております。

住民投票は、十分な議論や情報により住民に判断していただく必要があります。また条例案第15条でも、市長は住民投票の適正な執行を確保するため、庁舎整備に関して投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を公平かつ公正に提供するよう努めるものとするとして規定していることから、市としては住民説明会等においてより多くの市民の皆さんに庁舎整備に関する情報を提供していく必要があります。

住民説明会では随行する市の一般職の職員に市長の補足説明をさせる場合がありますが、その行為がこの規定に抵触すると解釈されるようであれば、説明そのものが制限され、十分な周知ができなくなる可能性があります。

以上、申し上げましたとおり、市庁舎整備に関する住民投票の実施については賛成であります。この条例案のままで住民投票を執行するには、こうした見直すべき点が幾つかあると考えております。議員の皆様には、慎重なる御審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。



○議長（亀井賢夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

これより地方自治法第74条第4項の規定による当該請求代表者に対する意見の陳述についての内容を決定いたしたいと思っております。

この際、お諮りいたします。

地方自治法施行令第98条の2第1項による意見陳述の日時及び場所については、11月22日午前10時より本会議場において機会を与えることとし、陳述は請求の趣旨及び内容といたしたいと思っております。また、同法施行令第98条の2第2項による意見を述べる請求代表者の数を定めることについては、現在1名の請求代表者であるため1名にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、意見の陳述の日時及び場所は、11月22日午前10時より本会議場において、請求の趣旨及び内容の説明を、また意見の陳述者の数は1名とすることに決しました。

お諮りいたします。

告示等諸手続に日数を要するため、11月12日から11月21日まで10日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、11月12日から11月21日まで10日間休会することに決しました。

11月12日から11月21日まで10日間休会いたします。

11月22日は午前10時から会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前11時3分 散会